

益田市農業委員会第3回臨時総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月8日（金） 13:30～14:50
開催場所 市民学習センター 多目的ホール

2. 出席 農業委員（16名）

1番	又賀 保	2番	大畑 美里	3番	須藤 寿人	4番	吉村 太
5番	大庭 清	6番	齋藤 浩文	7番	御神本康一	8番	田中 綾
9番	佐原 晃子	10番	領家 耕一	11番	篠原 栄次	12番	谷本 大輔
13番	柳田 継男	14番	豊田 志摩	15番	宮川 有衣	16番	西川 友史

3. 欠席 農業委員（0名）

4. 提出議案

議第9号 農業委員会会長の会長の辞任に対する同意について

5. 議事に参加した職員

（農業委員会事務局）齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、奥野主任

6. 議事の概要

事務局	<p>これから臨時総会のほうに入っていきますが、益田市農業委員会規則第 6 条の中で、総会の開会は会長が宣告することになっています。しかしながら、本日の総会案件が会長の辞任に係ることですので、議事の進行について職務代理者である大庭委員にお願いしたいと思いますが、皆さんの方で何か異議はありますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ありがとうございます。では、異議なしとのことで、大庭委員、総会の進行をお願いいたします。</p>
大庭職務代理	<p>それでは、只今から第 3 回益田市農業委員会臨時総会を開催いたします。議事に入る前に本日の出席委員は 16 名全員です。過半数に達しておりますので、本日の農業委員会臨時総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、6 番の齋藤委員、7 番の御神本委員、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、議事参与の制限により、西川会長には退出していただきます。</p> <p>※西川会長 退室</p> <p>それでは、議事に入ります。「議第 9 号 農業委員会会長の会長の辞任に対する同意について」を議題とします。事務局は提案理由の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。先般、8 月 31 日付けで、西川会長より会長職の辞職願が提出されました。会長の辞任につきましては、農業委員会に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、会長は正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て、会長を辞任することができるかと規定されています。このことから、今回の議案として上程させていただいたところでもあります。</p> <p>辞任の理由としましては、事務局職員が誤った情報を提供したことに端を発した懸案に対し、責任を取られるとのことでした。</p>
大庭職務代理	<p>はい、ありがとうございます。それでは、これより質疑をお受けします。何か質疑がありましたら、挙手をお願いします。</p>
齋藤浩文委員	<p>6 番齋藤です。何点かお聞きしたいことがあるのですが、安富町〇〇と〇〇は白地部分で、転用可能ということで話が進んだようですけど、それから後で〇〇の話が出てきたということでしょうか。</p>
事務局	<p>そういうことになります。</p>
齋藤浩文委員	<p>安富町〇〇と〇〇の時に 10ha 以上ということで、転用不可と回答されていますが、結局その 2 筆は面積要件 (10ha) で転用不可になったのではないですか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。安富地区の他の場所でもメール (で問い合わせ) が来て</p>

	<p>います。それについても「第一種農地」ということで転用は不可能という回答をしています。9月30日に〇〇が来られて、安富町の圃場整備をしていない部分について、国道9号沿線から100～150mのエリアについては、地域の発展も考慮し今後転用できるようにしておきたいということから、10月24日に農地委員会を開催し、白地部分について転用を認めていこうという判断をしております。そのことから、安富町〇〇、〇〇についても転用可能としております。</p> <p>ただ、〇〇については先ほどもご確認いただいたとおり黄色い線（農用地区域）の中になりますので、転用は不可能ということになります。</p>
齋藤浩文委員	<p>写真の中で赤いラインと黄色いラインがありますが、農業委員会と農林水産課の見解が違っていたということになるのですか。</p>
事務局	<p>赤いラインは、圃場整備の区域です。当時、事務局の方で確認した際、誤って赤いラインで転用可否の判断をしましたが、正しくは転用可否の判断をするにあたっては黄色いライン（農用地区域）を基準とすべきでした。</p>
齋藤浩文委員	<p>事務局の判断ミスということですが、西川会長が辞任することによってこの問題は解決するのですか。</p>
大庭職務代理	<p>しないと思います。会長と副市長が相手方に誠意を持って話をしましたが、一切受け付けてもらえない。堂々巡りの話になるわけです。次の会長になっても、相手方は同じことを続けていくと憶測できます。我々も含めてそういう判断をしました。事務局に対してどういう責任を取るのだと詰められた結果、会長が辞任されるという判断に至っております。辞任しても、これで終わりになるとは言えないと思います。</p>
齋藤浩文委員	<p>相手側に責任を取るよう求められた結果、辞任という話になったのだと思いますが、それは、この文書を見る限り白地部分は転用できますという話で、進んできてるんですね。そこから事務局のミスがあって、色々詰められて辞任するということは、農業委員会が間違った判断をしたということなのですか。</p>
大庭職務代理	<p>問い合わせへの回答で「転用できます。」と伝えましたが、その後「誤っておりましたので転用はできません。」と、事務局で訂正したものです。しかしながら相手方は、進行しつつあった売買契約の話が無碍にされたということで、何を言っても理解していただけなかった。それが現在も進行中で、決着をつけるということで選んだのが会長が立場を退くという。次に農用地区域を除外できるのは5年後になるため。そこまで引きずってはおけないということで、このたび会長がこういう判断をされました。</p>
齋藤浩文委員	<p>これで一度ははじめがつくかもしれないが、まだ続く可能性があるということですね。次に会長になられた方は、今まで以上に苦しいことになってしまいます。</p> <p>会長としての区切りはついても、農業委員会としての区切りはないと考えられますので、そんなに簡単に辞職されるということで話を進めてよいのか、疑問に感じます。</p>
大庭職務代理	<p>会長が辞職するのは簡単ではありません。この場にいる委員の3分の2以上が賛同する必要があります。</p>

	<p>なぜやめなければならないのかという思いはあります。何も解決しない。ここで会長が辞職するのが適切なのかという議論をしていただければと思います。</p>
吉村太委員	<p>4番吉村です。農林水産課と見解が違ったということですよ。そのシステムが変わらなかったら、今後も同じことが発生すると思います。こういう問い合わせがあったときに、農林水産課と情報共有するよう、システムを変えていくことが必要ではないでしょうか。庁内で見解が違うのは腹立たしいことなので。一貫性がないと通らない話であり、誰が辞めるとかそういう問題ではないと考えます。</p>
事務局	<p>今回の件につきましては、色々な事情はあるにせよ、こういった問題に発展してしまいました。〇〇についても、農業委員会がどう責任を取るんだという言われ方をされますが、実際、農業委員会総会に諮られてもいない案件であります。ただ、可能かどうかというおおまかな判断は事務局でさせていただいていますので、今後は現地の確認をより入念に行って回答するよう、私を含め事務局職員に話をしたところであります。</p>
大庭職務代理	<p>他に何かありますか。</p>
齋藤浩文委員	<p>この総会で会長の辞任が否決された場合、会長が今後も相手方と交渉を続ける予定でしょうか。</p>
大庭職務代理	<p>分からないと思います。どういう出方をされてくるのか。この会議に入る前から、地区担当の〇〇委員に別のことでも色々言われてきています。それに対して事務局が何を言われてもいいように準備をしています。 会長としては、言い出したことの責任は持つというお考えです。</p>
御神本康一委員	<p>この資料を見て、農業委員も推進委員も、安富地区の白地は転用可能と認識しており、根拠として、圃場整備の場で協議したとあります。この圃場整備の話し合いとはどういうことですか。農業委員会と圃場整備で2つ図面があるということですか。色々書いてあるが、どの文言が市役所に一番瑕疵があった部分ですか。 地番についても、始めは〇〇と〇〇だったのが途中から〇〇とか出てくる。相手側から言ってきたということですか。</p>
事務局	<p>お配りした一覧表は、相手方と事務局の接触経緯を示しています。地元では圃場整備をしたのが農用地区域だという認識でした。農用地区域については昭和45年に指定されて、圃場整備については平成11年から20年に施工されている。ですから、相手方が言われるように、圃場整備が終わって農用地区域が決められたわけではありません。 実際、今回の原因になった部分については、〇〇番。それと1月18日にあるように最終的には〇〇, 〇〇, 〇〇番、この4つの農地について転用ができない。元々は〇〇を「転用可能」と回答したことに端を発しているのですが、後の3筆についてもなぜできないのかというのが、相手側の主張であります。</p>
御神本康一委員	<p>その間違いの元になったのが、令和4年10月26日の農業委員会の説明と図面ということですよ。分かりました。</p>
事務局	<p>このことについて、農業委員会がどう責任を取るかというところを言われ</p>

	たわけです。
御神本康一委員 事務局	これは、農業委員会で判断をしたのですか。 事務局のほうで、「赤いラインで転用可能」という判断をし、相手方に説明しております。
御神本康一委員 又賀保委員	これが発端ということですよ。それで会長が責任を取れと。 総会で諮ったことが誤っていたなら、会長が責任を取るという選択肢もあると伺っていましたが、これは総会では協議していない話ですよ。会長が辞任するということは、我々が総会で諮ったことが間違っていた時にそういう場面もありうるのであって、今回の場合はそもそも総会に諮っていないので、責任を取る必要がどこにもないと考えます。
大庭職務代理	他には意見はありませんか。
田中綾委員	8番田中です。確認ですが、ここ(〇〇)は「除外の要件を満たさない」ので、太陽光パネルを設置できないということですか。
事務局	現時点では不可能です。家屋などで、代替の利かない場合のみ転用可能です。太陽光パネルは代替の利く施設なので転用はできないとの回答を県からも頂いています。当該地は圃場整備もされていませんし、使い勝手も悪いということで担い手からも引き受けていただけないと聞いています。5項目中4項目は該当しますが、代替地の要件のみ満たしていません。5年後に見直しを図る時には、農用地区域から外すことも可能と思われま
田中綾委員	西川会長も、話し合いの中で辞職されるという気持ちのところはあると思いますが、本当にそれが必要なのかと思いました。
谷本大輔委員	この問題は、事務局から相手方に誤った説明をしたことに端を発していて、これに相手方が納得されず、法的な部分も変更できないということで、再三説明されています。今後も同じことを言ってきた場合は、これ以上は業務妨害ですよという対応で問題ないと考えます。これ以上は法律的なところで争ってくださいという対応で、そういう意味で終わりにしていただくというけじめでよいと思います。
齋藤浩文委員	事務局がこの案件は終わると腹をくくって接するのか、発端は事務局のミスで、農業委員会で議論しても堂々巡りで、結論が出ないまま1年も2年もこのことばかり話すのかということになってしまいます。谷本委員が言われたように、事務局でこの話は打ち切り、これ以上何かあるなら裁判に訴えていただく構えでよいと考えますが、その点について事務局の考えを伺います。
事務局	今後相手方がどう出てくるのか分かりませんが、会長も副市長もこの話で終わりにしたいという考えがあっての話ですので、その点については重々受け止めて対応したいと考えています。
大庭職務代理	他に意見がありますか。

<p>会長</p> <p>大庭職務代理</p>	<p>(なし、の声)</p> <p>では意見も出尽くしたようですので、採決に入りたいと思います。 採決の方法は、益田市農業委員会総会規則第 16 条の規定により、起立方式とさせていただきます。 議案第 9 号について、同意される方は起立をお願いします。</p> <p>(起立者なし)</p> <p>起立なしと認めます。</p> <p>会長の入室をお願いして下さい。</p> <p>※西川会長 入室</p> <p>審議の結果、議案第 9 号は否決と認めます。</p> <p>改めて信任していただき、今後も農業委員会のために頑張ってまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもって第 3 回臨時総会を閉会といたします。長時間のご審議ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>
-------------------------	--